

令和2年9月25日
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
文部科学省・スポーツ庁
鹿児島県

鹿児島県における国民体育大会本大会及び全国障害者スポーツ大会
の取扱いについて

延期開催することとした鹿児島県における国民体育大会本大会及び
全国障害者スポーツ大会は、令和5（2023）年に開催することとする。

令和2年9月25日
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
文部科学省・スポーツ庁

鹿児島県における国民体育大会本大会及び全国障害者スポーツ大会
の延期に伴う後催県の取扱いについて

関係県との調整を踏まえ、令和5（2023）年、令和6（2024）年に開催が内定していた佐賀県及び滋賀県における国民スポーツ大会本大会及び全国障害者スポーツ大会については、それぞれ令和6（2024）年、令和7（2025）年に開催することとし、以降の開催県についても1年順送りを基本として開催時期を定めることとする。

国民体育大会（国民スポーツ大会）の開催地

【当初】

開催年	回	地区	本大会	手続状況
国民体育大会				
2020(R2)	75	西	鹿児島県	延期
2021(R3)	76	中	三重県	決定
2022(R4)	77	東	栃木県	決定
国民スポーツ大会				
2023(R5)	78	西	佐賀県	内定
2024(R6)	79	中	滋賀県	内定
2025(R7)	80	東	青森県 (冬季大会含む)	開催申請書提出 順序了解了解



【変更】

開催年	回	地区	本大会	手続状況
国民体育大会				
2020(R2)	75		開催しない	中止
2021(R3)	76	中	三重県	決定
2022(R4)	77	東	栃木県	決定
2023(R5)	特別	西	鹿児島県	決定
国民スポーツ大会				
2024(R6)	78	西	佐賀県	決定
2025(R7)	79	中	滋賀県	内定
2026(R8)	80	東	青森県 (冬季大会含む)	内定

国民スポーツ大会開催申請書提出順序了解県の開催年の変更

【当初】

開催年	回	地区	本大会	手続状況
2026(R8)	81	西	宮崎県	開催申請書提出順序了解
2027(R9)	82	中	長野県	開催申請書提出順序了解
2028(R10)	83	東	群馬県	開催申請書提出順序了解
2029(R11)	84	西	島根県	開催申請書提出順序了解



【変更】

開催年	回	地区	本大会	手続状況
2027(R9)	81	西	宮崎県	開催申請書提出順序了解
2028(R10)	82	中	長野県	開催申請書提出順序了解
2029(R11)	83	東	群馬県	開催申請書提出順序了解
2030(R12)	84	西	島根県	開催申請書提出順序了解

クレー射撃競技における参加人員等の変更要望について

●参加人員の変更

<変更前（第74回本大会〔茨城県〕）>

種目	選手 (うち1名は監督を兼ねる)	参加都道府県	小計	合計 (人)
トラップ	3	47	141	237
スキート	3	32	96	



<変更後>

種目	監督	選手	参加都道府県	合計 (人)
トラップ	1	2	47	235
スキート		2		

【変更理由】

選手が競技に専念できる環境の整備とともに、トラップ、スキート各種目を47都道府県ストレート参加とすることで全国的なクレー射撃競技の普及・強化を促進するとともに、従来、スキート種目で実施されていたブロック大会開催の必要性が無くなることによるブロック大会開催地や選手団派遣母体である都道府県体育・スポーツ協会の負担軽減が見込めるため。

【変更導入希望大会】

第76回本大会（三重県）からの変更導入を希望

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数に関する改定について

資料No.2-2-1

1. 人数変更概要 ※詳細資料No.2-2-2参照

	総数			中央派遣数				
	変更前	変更後	改定による増減	変更前	変更案			本改定による増減
				現行	実行計画対象外競技	実行計画対象競技	合計	
水泳	401	438	37	57	57	11	68	11
ボクシング	84	87	3	37	37	3	40	3
バレーボール	245	476	231	8	8	7	15	7
体操	354	461	107	64	67	18	85	21
レスリング	146	146	0	55	55	0	55	0
ウエイトリフティング	123	123	0	12	12	0	12	0
自転車	235	170	-65	20	20	0	20	0
ラグビーフットボール	115	115	0	6	6	3	9	3

※体操については、新体操追加実施に伴い、実行計画対象外競技について3名増となる。(国体委員会承認事項)

2. 改定理由

「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」として追加実施している、8競技9種目については、本実行計画終了後の第78回大会以降も継続して実施することが決定しているが、

本実行計画終了後については他の種目・種別と同様の取扱いとなるため、

「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」における「国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数」の派遣数に新たに定める必要があるため。

3. 施行時期

第78回大会（佐賀県）から

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数に関する変更箇所抜粋

資料No.2-2-2

変更前

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
1. 水泳				
(水球)				
審判員	8		8	
(オープンウォータースイミング)				
記載なし				
合計	401		57	

変更後

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考	変更内容
1. 水泳					
(水球)					
審判員	12		12		8名⇒12名
(オープンウォータースイミング)					
審判長	1		1		新たに追加
レフリー(男子)	2	主任1	主任1		
レフリー(女子)	2	" 1	" 1		
スターター	1		1		
着順審判員	3		1		
ターンジャッジ	4				
計時担当員	3	主任1			
コース担当員	1		1		
招集担当員	4				
通告担当員	2				
公式記録員	1				
安全担当員	5		1	JLAから4名	
医事救護員	2	医師1 看護師1			
総務	(1)		(1)	着順審判員兼務	
受付	2			ナンバリング、水着確認、爪確認を含む	
式典	(3)			招集担当員、公式記録員兼務 通告担当員、公式記録員兼務	
合計	438		68		総数: 401名⇒438名 中央派遣: 57名⇒68名

※JLAとは、「内閣府特定非営利活動法人日本ライフセービング協会」の略称

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
2. ボクシング				
ジュリー	8	長1	8	
審判員	25		長1 員24	
計量委員	3		0	
合計	84		37	

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考	変更内容
2. ボクシング					
DS	8	長1	8		役員名: ジュリー⇒DS
審判員	25		員25		中央派遣: 長1名・員24名⇒員25名
計量委員	6		3	女性委員	中央派遣: 0名⇒3名
合計	87		40		総数: 84名⇒87名 中央派遣: 37名⇒40名

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
3. バレーボール				
(6人制)				
競技委員	24	長1 副5	長1 副4	
審判	60	長1 副5	長1 副2	
総合成績計算委員	3	長1		
(ビーチバレーボール)				
記載なし				
合計	245		8	

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考	変更内容
3. バレーボール					
(6人制)					
全体総括	5		長1		新規追加
競技委員	24	長1 副5	長1 副2		中央: 副4名⇒副2名
審判	60	長1 副5	長1 副3		中央: 副2名⇒副3名
総合成績計算委員	3	長1	長(1)	(競技委員長兼務)	中央: 長0名⇒長(1)名
(ビーチバレーボール)					
全体総括	3		長1		新規追加
競技委員	18	副2	長1 副2		
エントリ	8	主任2			
式典表彰	12	主任3			
コート	20	主任4			
記録報道	20	主任4			
場内放送	6	主任2			
審判	53	副2	長1 副2		
線審	20	主任4			
点示	20	主任4			
記録	32	主任2			
総務委員	12	長1 副2			
成績計算委員	3	長1 副2			
合計	476		15		総数: 245名⇒472名 中央派遣: 8名⇒15名

4. 体操

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈新体操〉				
競技統括	14	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部長、総務	4	
審判部	24	上級審判員、審判長、 女子審判員	10	
〈トランポリン〉				
新規追加				
合 計				
	354		64	

4. 体操

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考	変更内容
〈新体操〉					
競技統括	14	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部長、総務	4		
審判部	40	上級審判員、審判長、 女子審判員、男子審判員	13		総数:24名⇒40名 中央派遣:10名⇒13名
〈トランポリン〉					
競技統括	10	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部長、総務	5		新規追加
審判部	11	上級審判員、審判長、 男女審判員	6		
競技部	10	部長、選手係長、 招集誘導係、入退場係、 音楽伴奏係、スポッター係	3		
進行部	5	部長、進行係長、放送 係、時間係、音楽係	1		
記録部	15	部長、副部長、 本部記録係長、本部記録 係、会場記録係長、会場記録 係、コンピュータ係、記録得 点係、集票送票係、公式掲示 係、記録業務責任者、 総合成績責任者、 総合成績集計係、	3		
会場部	15	部長、副部長、 競技会場係長、競技会場係、 サブ会場係長、サブ会場係			
式典部	5	部長、式典表彰係長、 式典表彰係			
受付部	10	部長、受付案内係長、 受付案内係			
接待部	10	部長、接待係長、接待係 報道係長、報道係			
合 計					
	461		85		総数354名⇒461名 中央派遣:64名⇒85名

5. レスリング
変更なし

6. ウェイトリフティング
変更なし

7. 自転車

役員名	変更	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<トラック>				
総務委員	8	長1 副2	長 1	※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース両種目の役職を適宜兼務する。
コミッセル・パネル	2		2	
判定周回ビデオ操作員	2			
決勝審判員	5	主任1 副主任1	主任 1	
手動計時員	6	〃 1 〃 1	〃 1	
電子計時員	5	〃 1 〃 1	〃 1	
招集員	3	〃 1 〃 1	〃 1	
記録番組員	6	〃 1 〃 1	〃 1	
出発合図員	2	〃 1 〃 1	〃 1	
周回打鐘員	4	主任1 副主任1	主任 1	
発走員	8	〃 1 〃 1	〃 1	
自転車検査員	4	〃 1 〃 1	〃 1	
機材管理員	4			
場内監察員	6			
救護員	3			
修理員	2			
広報員	4	主任1	主任 1	
走路補修員	2	主任1		
総合成績計算委員	3	長1	長 1	
<ロード>				
総務委員	8	長1 副2	(長 1)	※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース両種目の役職を適宜兼務する。
チーフコミッセル	2		(2)	
コミッセル・パネル	4	成年長1 少年長1	(2)	
決勝審判員	5	主任1 副主任1	(主任 1)	
手動計時員	6	〃 1 〃 1	(〃 1)	
電子計時員	3	〃 1 〃 1	(〃 1)	
招集員	2	〃 1 〃 1		
記録番組員	6	〃 1 〃 1	(主任 1)	
出発合図員	2	〃 1 〃 1	(〃 1)	
周回打鐘員	4	〃 1 〃 1	(〃 1)	
自転車検査員	4	〃 1 〃 1	(〃 1)	
機材管理員	4	〃 1 〃 1		
賞典員	2	主任1		
救護員	3	主任1		
修理員	2			
広報員	4	〃 1		
移動車両審判員	9	〃 3	(主任 2)	
移動バイク審判員	21	〃 3	(〃 2)	
関門審判員	6	主任3	(主任 1)	
関門計時記録員	6			
補給所審判員	6			
医務車担当審判員	3	主任1		
救護車担当審判員	3	〃 1		
選手收容員	4	〃 1		
自転車收容員	4	〃 1		
総合成績計算委員	3	長1	(長 1)	
合 計	235		20	

8. ラグビーフットボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	20	長1 副3	副 1	
規律	10	〃 1 〃 3	副 1	
総合成績計算委員	6	長1		
合 計	115		6	

7. 自転車

役員名	変更	左の内訳	中央からの派遣数	備考	変更内容
<トラック>					
総務委員	11	長1 副2	長 1	※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース両種目の役職を適宜兼務する。	総数8名⇒11名
コミッセル・パネル	(3)		2		総数2名⇒(3名)
判定周回ビデオ操作員	1				総数2名⇒1名
決勝審判員	6	主任1 副主任1	主任 1		総数5名⇒6名
手動計時員	(6)	〃 1 〃 1	〃 1		総数6名⇒(6名)
電子計時員	4	〃 1 〃 1	〃 1		総数5名⇒4名
招集員	7	〃 1 〃 1	〃 1		総数3名⇒7名
記録番組員	5	〃 1 〃 1	〃 1		総数6名⇒5名
出発合図員	4	〃 1 〃 1	〃 1		総数2名⇒4名
周回打鐘員	5	主任1 副主任1	主任 1		総数4名⇒5名
発走員	6	〃 1 〃 1	〃 1		総数8名⇒6名
自転車検査員	(7)	〃 1 〃 1	〃 1		総数4名⇒(7名)
機材管理員	0				総数4名⇒0名
場内監察員	0				総数6名⇒0名
救護員	0				総数3名⇒0名
修理員	0				総数2名⇒0名
広報員	1	主任1	主任 1		総数4名⇒1名
走路補修員	1	主任1		総数2名⇒1名	
総合成績計算委員	(2)	長1	長 1	総数3名⇒(2名)	
<ロード>					
総務委員	11	長1 副2	(長 1)	※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース両種目の役職を適宜兼務する。	総数8名⇒11名
チーフコミッセル	1		(2)		総数2名⇒1名
コミッセル・パネル	(3)	成年長1 少年長1	(2)		総数4名⇒(3名)
決勝審判員	3	主任1 副主任1	(主任 1)		総数5名⇒3名
手動計時員	(3)	〃 1 〃 1	(〃 1)		総数6名⇒(3名)
電子計時員	4	〃 1 〃 1	(〃 1)		総数3名⇒4名
招集員	3	〃 1 〃 1			総数2名⇒3名
記録番組員	3	〃 1 〃 1	(主任 1)		総数6名⇒3名
出発合図員	1	〃 1 〃 1	(〃 1)		総数2名⇒1名
周回打鐘員	1	〃 1 〃 1	(〃 1)		総数4名⇒1名
自転車検査員	(3)	〃 1 〃 1	(〃 1)		総数4名⇒(3名)
機材管理員	2	〃 1 〃 1			総数4名⇒2名
賞典員	(2)	主任1			総数2名⇒(2名)
救護員	5	主任1			総数3名⇒5名
修理員	1				総数2名⇒1名
広報員	9	〃 1			総数4名⇒9名
移動車両審判員	15	〃 3	(主任 2)		総数9名⇒15名
移動バイク審判員	21	〃 3	(〃 2)		総数21名⇒20名
関門審判員	1	主任3	(主任 1)		総数6名⇒1名
関門計時記録員	2				総数6名⇒1名
補給所審判員	3				総数6名⇒3名
医務車担当審判員	1	主任1			総数3名⇒1名
救護車担当審判員	1	〃 1			総数3名⇒1名
選手收容員	1	〃 1		総数4名⇒1名	
自転車收容員	1	〃 1		総数4名⇒1名	
総合成績計算委員	(2)	長1	(長 1)	総数3名⇒(2名)	
合 計	170		20		総数235名⇒170名

8. ラグビーフットボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考	変更内容
総務	20	長1 副3	副 2		中央:副1名⇒副2名
規律	10	〃 1 〃 3	副 2		中央:副1名⇒副2名
総合成績計算委員	6	長1	長 1		中央:0名⇒長1名
合 計	115		9		中央:6名⇒9名

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民体育大会の競技運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。

各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

(1) 陸上競技

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	1			
総務員	8		1	
JTO	3	トラック、跳躍、投てき	3	
技術総務員	2			
上訴審判員	5		3	
審判長	4	トラック、跳躍、投てき、招集所		
競技進行係	4		1	
番組編成員	3	主任1		
アナウンサー	8	〃 1	1	
大型映像係	4	〃 1		
報道係	11	〃 1	1	
ミックスゾーン係	9	〃 1		
記録・情報処理員	16	〃 1		
印刷係	3	〃 1		
場内指令	20	〃 1		
会場管理	5	〃 1		
NFR	1		1	
DCO	5			JADA派遣
シャペロン	6	主任1		
競技者係	23	〃 1		
役員係	5	〃 1		
補助員係	2	〃 1		
来賓・視察員受付	4	〃 1		
庶務係	18	〃 1	2	
庶務員	7	〃 1		
医務係	2	〃 1		
救護係	5			
式典表彰筆耕係	11	主任1	2	
入賞者管理係	5	〃 1		
公式計測員	1	〃 1		
用器具係	13	〃 1		
風力計測員	9	〃 1		
練習会場係	20	〃 1		
写真判定員	11	〃 1		
監察員	34	〃 1		
監視カメラ係	2	〃 1		
競歩審判員	10	〃 1	5	
スターター	13	〃 1		
出発係	25	〃 1		
衣類運搬係	9	〃 1		
周回記録員	18	〃 1		
跳躍審判員	40	〃 1		
投てき審判員	33	〃 1		
光波計測員	3	〃 1		
総合得点係	2	〃 1		
トレーナー	5		5	
合計	448		25	

[第4項別紙]

(2) 水泳

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈各種目共通〉				
競技会役員	10	長1 副1	長 1 副 1	
上訴審判	4		4	
総合成績計算委員	3		3	
総務	1		1	
役員長	1		1	
〈競泳〉				
審判長	1		1	
副審判長	3		1	
機械審判	1		1	
出発合図員	4	主任1	主任 1	
泳法審判員	10	〃 1	〃 1	
折返し監察員	44	主任1 副1	〃 1	
記録員	10	主任1		
コンピューター操作員	3	〃 1		
計時員	30	〃 1		
速報員	10	〃 1		
招集員	10	〃 1		
通告員	4	〃 1	主任 1	
賞典員	8	〃 1		
場内司令	1			
会場係	10	主任1		
得点係	2			
音響係	2			
報道担当員	2		1	
広報	2		1	
競技役員係	2			
競技会総務	2		1	
監視救護員	6			
競技進行	1		1	
〈飛込〉				
競技総括	1		1	
審判長	1		1	
副審判長	2		1	
審判員 (ブロック)	10		7	
競技進行	1		1	
通告員	4			
機械記録員	4			
記録員	10	主任1		
速報員	3			
種目・得点表示員	1			
報道担当員	2			
招集員	2			
賞典員	2			
場内司令	2			
映像・音響	2			
受付員	2			
競技会総務	10		1	

[第4項別紙]

(2) 水泳

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈水球〉				
水球委員長	1		1	
審判員	12		12	
デレゲート	2		2	
ゴールジャッジ	8	主任1		
タイムキーパー	8	〃 1		
セクレタリー	14	〃 1		
通告員	2	〃 1		
戦評筆耕員	3	〃 1		
データ分析	4			
招集・誘導員	3	主任1		
記録・速報員	5	〃 1		
音響員	2	〃 1		
映像員	2	〃 1		
賞典員	4	〃 1		
受付接待係	4	〃 1		
場内司令	5	〃 1		
センターリング員	2	〃 1		
得点掲示員	8	〃 1		
総務員	4	〃 1	2	
〈アーティスティックスイミング〉				
審判長	1		1	
審判員	10		8	
テクニカルアシスタント	3			
記録員	6	主任1	1	
コンピューター係員	5			
採点確認員	6			
通告員	2			
計時員	2			
音響係員	1			
伴奏係員	1			
招集員	3			
速報員	2			
映像係員	3			
受付係員	3			
会場係員	6			
賞典員	2			
総務員	8			
場内司令	2			
〈オープンウォータースイミング〉				
審判長	1		1	
レフリー（男子）	2	主任1	主任 1	
レフリー（女子）	2	〃 1	〃 1	
スターター	1		1	
着順審判員	3		1	
ターンジャッジ	4			
計時担当員	3	主任1		
コース担当員	1		1	
招集担当員	4			
通告担当員	2			
公式記録員	1			
安全担当員	5		1	JLAから4名
医事救護員	2	医師1 看護師1		
総務	(1)		(1)	着順審判員兼務
受付	2			ナンバリング、水着確認、爪確認を含む
	(5)			招集担当員、公式記録員兼務
式典	(3)			通告担当員、公式記録員兼務
合 計	438		68	

※JLAとは、「内閣府特定非営利活動法人日本ライフセービング協会」の略称

[第4項別紙]

(3) サッカー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	61	長1 副4 マッチコミッショナー20 マッチコミッショナー付20 会場長8 副会場長8	長1 マッチコミッショナー 20	
審判委員	103	長1 副2 インストラクター12 中央派遣32 開催県・近隣56	長1 副1 インストラクター 10 中央派遣 30	
審判運営担当	50	長1 副2		
規律・フェアプレー委員	3	(長1)	(長1)	
医事委員	3	長1		
技術運営担当	20	〃1		
記録報道委員	72	長1 副2	長1	
総務委員(本部)	16	〃1 〃2		
会場総務委員	32	〃1 〃2		
放送委員	16	長1		
得点計時委員	8	〃1		
総合成績計算委員	3	〃1	長1	
合計	387		65	

(4) スキー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
組織委員	12	長1 副2~3	長1 副2 員5	
総合成績計算委員	5	長1 副1	長1 副1	
技術代表(TD) アシスタント技術代表	7	ジャンプ:TD1 アシスタントTD1 複合:TD1 アシスタントTD1 距離:TD1 アシスタントTD1 アルペン:TD1	7	
競技委員	8	長1 副1(4種目共)		
指名ジュリー	2	距離:2	2	
飛型審判委員及び 飛距離判定審判員	9	飛型審判員5 飛距離判定審判員4	5	
セクレタリー	3	ジャンプ 距離 アルペン:各1		
オペレーター	6	ジャンプ 距離 アルペン:各2		
ジャンプ台係	40	長1		
飛距離判定係	40	〃1		
計算係	71	ジャンプ 距離 アルペン:各長1 アルペンポイント委員1	アルペンポイント委員 1	
マテリアルコントローラー	1	アルペン:1	1	
庶務係	60	ジャンプ 距離 アルペン:各長1		
コース係	100	距離:長以下70 アルペン:長以下70		
会場係	45	ジャンプ 距離 アルペン:各長1		
医事係	9	ジャンプ 距離 アルペン:各3		
競技係長	2	アルペン:2		
主審	1	アルペン:1	1	
スタート審判	1	アルペン:1	1	
フィニッシュ審判	1	アルペン:1	1	
セッター	6	アルペン:男子コース3 女子コース3	長1	
旗門審判係	80	アルペン:長1		
合計	509		30	

(5) テニス

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技本部	3	長1 副2		
総務委員	19	長1 副2	副1 員2	トレーナー1名含む
競技委員	9	〃1 〃4	副2	
進行委員	10	〃1 〃2		
記録報道委員	10	〃1 〃2		
会場委員	10	〃1 〃2		
審判委員	73	〃1 〃2		ロービング10名含む
JBSコントロール委員	12	〃1 〃2		
総合成績計算委員	2	長1	長1	
合計	148		6	

[第4項別紙]

(6) ボート

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競漕委員	7	長1	長1 員3	
審判員	33	〃1	長1 員10	
総務委員	15	〃1		
記録委員	15	〃1		
水路委員	12	〃1		
配艇委員	15	〃1		
放送委員	3	〃1		
計測委員	5	〃1	長1 員2	
式典委員	5	〃1		1
総合成績計算委員	3	〃1		1
審判艇係	7	〃1		
合計	120		20	

(7) ホッケー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	11	長(TD)1 副(TO)5 ジャッジ(J)5	TD 1 TO 5 J 5	
審判員	22	アンパ イマネージャー(UM)2	UM 2 員20	
総務員	7	〃1 〃1		
放送係	4			
競技進行係	2			
招集係	2			
報道係	4			
記録係	5			
計時係	2			
競技場係	5			
得点係	2			
器具係	3			
記録送受信係	3			
総合成績計算係	4	長1	長1	
補助員係	3			
合計	79		34	

(8) ボクシング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
大会委員長	1		1	
大会副委員長	(3)	(3)	(3)	兼務
DS	8	長1	8	
総務委員	2	長1	長1 員1	
審判員	25		員25	
技術員	1		1	
医事委員長	(1)		(1)	兼務
総括委員長	1			
競技総務委員	3	長1		
選手委員	5	〃1		
進行委員	5	〃1		山型板表示委員含む
報道委員	1	〃1		
医務委員	5	〃1		
計時委員	3	〃1		
対戦表示・得点揭示委員	3	〃1		
用具・グロービング委員	5	〃1		
施設・リング委員	1	〃1		
記録委員	1	〃1		
放送委員	5	〃1		
計量委員	6		3	
検診委員長	1			
練習会場委員	3			
総合成績計算委員	2	(長1)	(長1)	長:兼務
合計	87		40	

[第4項別紙]

(9) バレーボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈6人制〉				
全体総括	5		長 1	
競技委員	24	長1 副5	長 1 副 2	
エントリー	14	主任5		
式典表彰	9	〃 3		
コート	23	〃 5		
記録報道	23	〃 5		
場内放送	10	〃 5		
練習会場	13	〃 5		
審判	60	長1 副5	長 1 副 3	
線審	14	主任5		
点示	14	〃 5		
記録	14	〃 5		
総務委員	24	長1 副5		
総合成績計算委員	3	長1	長 (1)	(競技委員長兼務)
〈ビーチバレーボール〉				
全体総括	3		長 1	
競技委員	18	副2	長 1 副 2	
エントリー	8	主任2		
式典表彰	12	主任3		
コート	20	主任4		
記録報道	20	主任4		
場内放送	6	主任2		
審判	53	副2	長 1 副 2	
線審	20	主任4		
点示	20	主任4		
記録	32	主任2		
総務委員	12	長1 副2		
成績計算委員	3	長1 副2		
合 計	476		15	(兼務除く)

[第4項別紙]

(10) 体操

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈競技〉				
競技統括	16	競技役員長、副役員長、総務部長、副部長、総務	6	
審判部	78	上級審判員、審判長、男子審判員、女子審判員	44	
競技部	15	部長、選手係長、招集誘導係、入退場係、音楽伴奏係		
進行部	15	部長、進行係長、放送係、時間係、音楽係		
記録部	30	部長、副部長、本部記録係長、本部記録係、会場記録係長、会場記録係、速報係長、速報係、公式掲示係、記録業務責任者、総合成績責任者、総合成績集計係		
会場部	20	部長、副部長、競技会場係長、競技会場係、サブ会場係長、サブ会場係、練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、式典表彰係		
受付部	14	部長、受付案内係長、受付案内係		
接待部	18	部長、接待係長、接待係報道係長、報道係		
〈新体操〉				
競技統括	14	競技役員長、副役員長、総務部長、副部長、総務	4	
審判部	40	上級審判員、審判長、女子審判員、男子審判員	13	
競技部	15	部長、選手係長、招集誘導係、入退場係、音楽伴奏係、手具点検係		
進行部	10	部長、進行係長、放送係、時間係、音楽係		
記録部	26	部長、副部長、本部記録係長、本部記録係、会場記録係長、会場記録係、コンピュータ係、記録得点係、集票送票係、得点掲示係、速報係長、速報係、公式掲示係、記録業務責任者、総合成績責任者、総合成績集計係		
会場部	25	部長、副部長、競技会場係長、競技会場係、サブ会場係長、サブ会場係、練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、式典表彰係		
受付部	10	部長、受付案内係長、受付案内係		
接待部	14	部長、接待係長、接待係報道係長、報道係		

[第4項別紙]

〈トランポリン〉				
競技統括	10	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部長、総務		5
審判部	11	上級審判員、審判長、 男女審判員		6
競技部	10	部長、選手係長、 招集誘導係、入退場係、 音楽伴奏係、スポッター 係		3
進行部	5	部長、進行係長、放送 係、 時間係、音楽係		1
記録部	15	部長、副部長、 本部記録係長、本部記録 係、 会場記録係長、会場記録 係、 コンピュータ係、記録得 点係、 集票送票係、公式掲示 係、 記録業務責任者、 総合成績責任者、 総合成績集計係、		3
会場部	15	部長、副部長、 競技会場係長、競技会場係、 サブ会場係長、サブ会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、 式典表彰係		
受付部	10	部長、受付案内係長、 受付案内係		
接待部	10	部長、接待係長、接待係 報道係長、報道係		
合 計	461			85

(11) バスケットボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務委員	45	長1 副7	長 1 副 1	
競技委員	35	〃 1 〃 5	〃 1 〃 1	
会場施設委員	39	〃 1 〃 5		
審判委員	85	〃 1 〃 4	長 1 副 1 員 32	
TO委員	30	〃 1 〃 8	長 1	
記録・報道委員	55	〃 1 〃 6		
放送・式典委員	15	〃 1 〃 6		
総合成績計算委員	9	〃 1 〃 3	長 1 副 1	
合 計	313		41	

[第4項別紙]

(12) スケート

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総合成績計算委員	2		1	
<スピード>				
テクニカルコミッティー	3		1	
レフェリー	1			
アシスタントレフェリー	3		1	
スターター	3		1	
アシスタントスターター	2			
フィニッシュラインジャッジ	9	主任1		
フォトフィニッシュジャッジ	3	〃 1		
チーフタイマー	2	電気1 手動1		
タイマー	10			
ラップスコアラ	4	主任1		
トラックジャッジ	7	〃 1		
責任先頭判定員	9	〃 1		
リレーゾーン監察員	(8)			兼務
招集員	8	主任1		
記録員	5	長1		
バッジテスト員	1			
気象観測員	3			
総務	5			表彰員含む
アナウンサー	3	主任1		
製氷技術員	8			
<ショートトラック>				
テクニカルコミッティー	2		1	
レフェリー	1		1	
アシスタントレフェリー	4		4	
スターター	2		2	
コンペチターズスチュワード	2		2	
ヒートボックススチュワード	2			
フォトフィニッシュジャッジ	2			
フィニッシュラインジャッジ	4	主任1		
タイムキーパー	4	〃 1		
チーフラップスコアラ	1			
ラップレコーダー	1			
ビデオレコーダー	2			
記録員	3	主任1		
トラックスチュワード	8	〃 1		
総務	4			
アナウンサー	2			
製氷技術員	8			
<フィギュア>				
競技委員	2	長1 副1		
技術員	2	〃 1 〃 1	1	
審判員	29	〃 4 〃 4	長 4 副 4 員 21	
庶務	4	主任1		
報道	4	〃 1		
電算	2	〃 1		
音楽	2	〃 1		
役員・選手係	4	〃 1		
進行	2	主任1 副主任1		
記録計算	3			
放送計時	2			
会場施設	2			
合計	201		44	

[第4項別紙]

(13) レスリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1 副2	
総務委員	10	〃1 〃3	長1 副1 員6	
審判委員	43	長1 副5 主任4 FILA1	〃1 〃4 〃31 (FILA 1)	FILA:兼務
計量委員	(43)	(長1) (副4)		審判員兼務
進行委員	6	長1 副1	長1 員2	
記録委員	8	長1 副1 本部2 マット4	〃1 副1	
放送委員	7	長1 副2		
印刷速報委員	10	〃1 〃2		
時計委員	6	〃1 〃1		
ビデオ撮影委員	4			
次番選手委員	7	長1 副2		
掲示委員	10	長1 副1 場内4 場外2		
連絡委員	2	長1 副1		
会場施設委員	6	〃1 〃1		
会場管理委員	6	〃1 〃1		
式典表彰委員	6	〃1 〃1		
救護委員	4	〃1 〃1		
報道委員	3	〃1 〃1	長1 員1	
総合成績計算委員	5	〃1 〃2	長1	
合計	146		55	

(14) セーリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員会	3	長1 副2	11 副1	
レース委員会	7	長1 副1	長1 副1 員3	
レース委員会事務局	7	〃1 〃1	副1	
プロテスト委員	22	〃1 〃1	長1 副1 員13	
プロテスト委員会事務局	6	〃1 〃1	長1	
総務・報道部	20	〃1 〃2	副2	
計測・競艇部	12 (18)	〃1 〃2	〃1	兼務
記録部	10	長1 副1	副1	
通報部	10	〃1 〃1	〃1	
運行・通信部	15	〃1 〃1		
発着水路部 (A)	41	〃1 〃2	副1	
発着水路部 (B)	41	〃1 〃2	〃1	
海上安全部	26	〃1 〃1		
総合成績計算委員	(2)			兼務
合計	220		31	

[第4項別紙]

(15) ウエイトリフティング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
ジュリー	12	プレジデントジュリー4	プレジデントジュリー 2	
レフェリー	16			
コントローラー	8			
総務委員	13	長1 副4	長 1 副 1	
競技委員	2	〃 1 〃 1	〃 1 〃 1	
審判委員	2	〃 1 〃 1	〃 1 〃 1	
検量係	6			
公式記録員	3		3	
記録係	4	主任1		
記録掲示係	4	〃 1		
アテンドボード係	4	〃 1		
計時係	4	〃 1		
招集進行係	8	〃 1		
放送係	6	〃 1		
器具係	8	〃 1		
選手係	4	〃 1		
報道係	4	〃 1		
救護係	4			
式典・表彰係	6	主任1		
救護員	2			
総合成績計算委員	3	長1	長 1	
合計	123		12	

(16) ハンドボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	11	長1 副3	長 1	
総務委員	11	〃 1 〃 2	〃 1	
テクニカルデレゲート	15	長1	〃 1	
審判員	35	長1 副2	長 1 副 1 員 32	
裁定委員	(5)			兼務
総合成績計算委員	4	長1	長 1	
記録員(本部)	6	主任1 副主任2		
記録速報委員	2			
記録速報掲示委員	2			
報道委員	3			
放送委員	3			
戦評委員	16			
コート委員	12	主任1 副主任1		
コート記録計時	6			
コート整備	6			
練習会場委員	11			
救護係員	8	主任1 副主任3		
合計	151		38	

[第4項別紙]

(17) 自転車

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈トラック〉				
総務委員	11	長1 副2	長 1	※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース 両種目の役職を適宜 兼務する。
連盟技術代表	1		1	
チーフコミッセール	1		1	
コミッセール・パネル	(3)		2	
判定員	1		1	
判定周回ビデオ操作員	1			
決勝審判員	6	主任1 副主任1	主任 1	
手動計時員	(6)	〃 1 〃 1	〃 1	
電子計時員	4	〃 1 〃 1	〃 1	
招集員	7	〃 1 〃 1	〃 1	
記録番組員	5	〃 1 〃 1	〃 1	
出発合図員	4	〃 1 〃 1	〃 1	
自走者コーラー	2			
周回打鐘員	5	主任1 副主任1	主任 1	
発走員	6	〃 1 〃 1	〃 1	
コーナー監察員	5	〃 1 〃 1	2	
通告員	2	〃 1 〃 1	主任 1	
自転車検査員	(7)	〃 1 〃 1	〃 1	
機材管理員	0	〃 1 〃 1		
賞典員	(2)	主任1		
場内監察員	0	主任1 副主任1		
救護員	0	主任1		
修理員	0			
広報員	1	主任1	主任 1	
ケイリン誘導員	2	主任1 副主任1		
走路補修員	1	主任1		
総合成績計算委員	(2)	長1	長 1	
〈ロード〉 65				
総務委員	11	長1 副2	(長 1)	
連盟技術代表	1		(1)	
チーフコミッセール	1		(2)	
コミッセール・パネル	(3)	成年長1 少年長1	(2)	
決勝審判員	3	主任1 副主任1	(主任 1)	
手動計時員	(3)	〃 1 〃 1	(〃 1)	
電子計時員	4	〃 1 〃 1	(〃 1)	
招集員	3	〃 1 〃 1		
記録番組員	3	〃 1 〃 1	(主任 1)	
出発合図員	1	〃 1 〃 1	(〃 1)	
周回打鐘員	1	〃 1 〃 1	(〃 1)	
通告員	2	〃 1 〃 1	(〃 1)	
自転車検査員	(3)	〃 1 〃 1	(〃 1)	
機材管理員	2	〃 1 〃 1		
賞典員	(2)	主任1		
場内監察員	4	主任1 副主任1		
救護員	5	主任1		
修理員	1			
広報員	9	〃 1		
移動車両審判員	15	〃 3	(主任 2)	
移動バイク審判員	21	〃 3	(〃 2)	
機材車担当審判員	8	主任1 副主任1		
関門審判員	1	主任3	(主任 1)	
関門計時記録員	2			
補給所審判員	3			
医務車担当審判員	1	主任1		
救護車担当審判員	1	〃 1		
選手収容員	1	〃 1		
自転車収容員	1	〃 1		
総合成績計算委員	(2)	長1	(長 1)	
合 計	170		20	

[第4項別紙]

(18) ソフトテニス

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	8	長1 副2	長1 副1	
審判委員	68	〃1 〃3	〃1 〃1	
総務委員	8	〃1 〃3	副2 員1	
進行委員	10	〃1 〃2		
記録委員	10	〃1 〃2		
報道委員	7	〃1 〃1	長1	
施設委員	7	〃1 〃1		
放送委員	3	〃1 〃1		
オーダー受付委員	5	〃1 〃1		
練習コート委員	6	〃1 〃1		
式典委員	5	〃1 〃1		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	140		9	

(19) 卓球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1	
審判委員	53	〃1 〃2	長1 副2	
進行委員	17	長1 副2～3	〃1 〃1	
記録委員	6			
報道委員	10	長1 副1	長1	
渉外委員	3	〃1 〃1		
総合成績計算委員	3	〃1 〃1	長1	
総務委員	8	長1 副1～2	長1	
庶務委員	5	長1 副1		
会場委員	10	長1 副1～2		
受付接待委員	5	長1 副1		
式典委員	3	〃1 〃1		
オーダー委員	5			
招集委員	5			
送受信員	5			
会場用具委員	4			
放送委員	3			
練習会場委員	1			
合計	149		9	

(20) 軟式野球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	29	長1 副7	副1 員6	
審判員	70	〃3 〃7	長1 副1 員4	
総務委員	15	〃1 〃2		
会場委員	24	主任6		
記録送受員委員	8	〃2		
記録員	18	〃6		
点示委員	6			
放送員	6	主任6		
報道委員	6			
練習会場委員	12	主任6		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
スコアボード委員	12			
合計	209		14	

[第4項別紙]

(21) 相撲

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
実行委員	5	長1 副1	3	
総務委員	12	" 1 " 4	2	
競技委員	2	" 1 " 1	2	
審判長	1		1	
副審判長	7		3	
審判	40	幹事3 主審6 副31	7	
極り手委員	2	長1	1	
抽選委員	4	長1		
式典・表彰委員	5			
進行委員	3			
放送委員	6			
記録委員	8			
掲示委員	7			
招集委員	5			
選手委員	4			
土俵委員	6			
庶務委員	2			
報道委員	2			
医務委員	2	長1	1	
会場委員	4			
総合成績計算委員	3	長1	1	
合計	130		21	

(22) 馬術

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技運営委員	8	長1 副1	長1 副1 員5	
上訴委員	3	長1	長1 員2	
障害馬術競技技術代表	1		1	
障害馬術競技審判員	6	長1	長1 審判5	
馬場馬術競技技術代表兼審判長	1		1	
馬場馬術競技審判員	5		5	
コースデザイナー	4	デザイナー1 アシスタント3	デザイナー1 アシスタント1	
コースビルダー	21	自衛隊隊員		
スチュワード	20	チーフ1	チーフ1 スチュワード4	
獣医師団	2	長1 員1	長1 員1	
総務委員	28	長1		
競技進行委員	37	長1 CB4		
競技施設委員	17	主任1		
記録計算委員	22			
記録報道委員	2			
アナウンサー	5	チーフ1		
セクレタリー	5			
馬事委員	9			
救護委員	1			
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	200		33	

[第4項別紙]

(23) フェンシング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副1 競技日程進行1	長1 競技日程進行1	
技術委員	5		技術5	
技術委員会事務局	11	局長1 次長2	長1	
審判長	1		〃1	
審判員	24		24	
ピスト委員	18	長1 副1		
競技運営委員	2	〃1 〃1	長1	
総務委員	6	〃1 〃1		
用具委員	5	〃1 〃2		
用具検査官	1	検査官1	検査官1	
記録委員	6	長1 副1	長1	
報道委員	4	〃1 〃2	〃1	
会場委員	8	〃1 〃1		
放送委員	3	長1		
医務委員	3	〃1		
総合成績計算委員	2	〃1	長1	
合計	102		38	

(24) 柔道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
審判員	31	長1	長1 審判24	
審判委員	6		6	
総務	5	主任1	主任1 係1	
審判係	4	〃1		
競技進行	2	〃1		
試合場統括	3			
時計	6	〃1		
記録	9	〃1		
掲示	7	〃1		
選手	9			
放送	4	主任1		
計量	18	主任2 (男女各1)		兼務可
報道・速報	4			
会場	4			
式典	6			
救護	4	医師2 看護師2		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	125		34	

[第4項別紙]

(25) ソフトボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	9	長1 副8	副4	
総務委員	17	長1 副8 主任8	員2	
審判員	91	〃1 〃9 〃9	長1 副4	
記録員	51	〃1 〃9 〃9	長1 副4	
球場委員	40	主任8		
放送委員	9	長1 主任4 副主任4		
報道委員	24	主任4 副主任4		
式典委員	12	主任4		
接待委員	32			
練習会場委員	32	主任4		
総合成績計算委員	3	(長1)	(長1)	長:記録長兼務
合計	320		16	

(26) バドミントン

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	20	長1 主任1	長1	
総務委員	21	長1 副3 主任2	副1	
審判員	45	〃1 〃2 〃2	員10	
線審員	154	主任1		
進行	12	〃1		
会場	2	〃2		
記録	13	〃1		
シャトル	3	〃1		
点示	5	〃1		
掲示	3	〃1		
報道	1	〃1		
放送	2	〃1		
招集	7	〃1		
得点表示	4	〃1		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	295		13	

(27) 弓道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2		
競技運行委員	3	〃1 〃2		
審判員	21	〃1 〃2		弓具審判2含
総務委員	16	〃1 〃2	1	
射場主任	4			
記録委員	12	主任2		
掲示員	4	〃2		
放送員	6	〃2		
報道員	4	〃2		
送受信員	2	〃2		
進行員	14	〃2		
招集員	10	〃2		
会場員	21	〃1		
的前員	24	〃2		
総合成績計算委員	4	長1		
合計	148		1	

[第4項別紙]

(28) ライフル射撃

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<ライフル種目共通>				
上訴ジュリー	3		3	C P 兼務2名含む
競技委員	4	長1 副3	長 1 副 3	副:射場委員長兼務
総務	6		3	
総合成績計算委員	4	長1 班長1	長 1 員 1	
<50m射場>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		2	
射場ジュリー	2			
射場係	6	長1 副2	長 1	
審査ジュリー	1		1	10m射場兼務
審査係	9	長1 班長1		
記録計算係	2	班長1		
連絡発表係	1			
監的係	8	長1		
用具検査ジュリー	1		1	
用具検査係	10			10m射場兼務
<10m射場>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		2	
射場ジュリー	2			
射場係	6	長1 副2	長 1	
審査係	4	長1 班長1		
記録計算係	3	班長1		
銃器保管係	9	長1		50m射場兼務
連絡発表係	1			
<BR・BP射場>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		2	
射場ジュリー	1			
射場係	3	長1 副1	長 1	
審査ジュリー	1		1	
審査長	1			
記録計算係	2	班長1		
連絡発表係	1			
技術員	4	(BR)2 (BP)2		
用具検査ジュリー	1		1	
用具検査係	5			
<25m射場> C P				
上訴ジュリー	1		1	他ライフル兼務2名
総務係	5			
競技委員	1	(長1) 副1		長:ライフル兼務
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		7	銃器検査兼務
射場兼標的線ジュリー	6			
射場係	3	長1 副2		
競技進行係	9			
採点係				
記録係				
第1配点係				
第2配点係				
記録集計係	2			
連絡発表係	1			
銃器管理係	3			
標的管理係	2			
合計	154		33	

[第4項別紙]

(29) 剣道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
会場長	1			
総務委員	20	長1 副2	2	
審判員	27	長1 主任2	27	
審判委員	6	主任2		
選手委員	6	〃 2		
時計委員	8	〃 2		
記録委員	8	〃 2		
採点掲示委員	6	〃 2		
標示委員	6	〃 2		
放送委員	5	〃 1		
速報委員	6	〃 1		
報道委員	3	〃 1		
計量委員	5	〃 1		
送受信委員	2	〃 1		
総合成績計算委員	3	長1		
合計	112		29	

(30) ラグビーフットボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	20	長1 副3	副 2	
規律	10	〃 1 〃 3	長 1 副 2	
審判	18	〃 1 〃 2	〃 1 〃 1	
競技	10	〃 1 〃 2	副 1	
記録報道	8	主任3		
場内放送	10	〃 3		
会場	3	〃 3		
救護	10	主任3 (医師4)		
タッチジャッジ	20			
総合成績計算委員	6	長1	長 1	
合計	115		9	

(31) スポーツライミング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
本部役員	3	長1 副2		
競技委員	3	〃 1 〃 2	長 1 副 1	
総務委員	6		3	
総合成績計算委員	(3)	長1	(2)	(兼務)
審判	22	長1 副2 主任2	長 1 副 1 主任 2	
ルートセッター	9	主任2	主任 2 専任 7	
プレイヤー	10			
ルート作業員	4			
通信・連絡員	5			
計測記録員	4			
医務員	4	医師1		
総務部	16	長1 副2		
競技部	20	〃 1 〃 2		
輸送・宿泊部	6	〃 1 〃 1		
合計	112		18	

[第4項別紙]

(32) カヌー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<各種目共通>				
競技会会長	1		1	
審議会委員	3	長1	1	
競技会委員	4	〃 1	1	
総合成績計算長	1		1	
<スプリント>				
競技会副会長	1		1	
審議会委員	4		0~2	スラローム・ワイルドウォーター兼務含む
競技会委員	3	副1		
総務部長	1		1	
総務部員	4		1	
記録員	6	主任1		
式典表彰員	3			
放送員	2			
報道員	2			
救助員	6			
医事員	2			医師・看護師
通信員	2			
審判部長	1		1	
発艇員	2	主任1	1	
整列員	2	〃 1	1	
水路審判員	12	〃 1	6	
決勝審判員	11	長1	1	
決勝記録員	10			
写真判定員	2			
検艇員	5	主任1	1	
配艇員	7	〃 1		
水路施設員	2			
審判艇乗務員	6			
総合成績計算委員	2	長1	0~1	スラローム・ワイルドウォーター兼務含む
<スラローム・ワイルドウォーター>				
競技会副会長	1		1	
審議会委員	4		0~2	スプリント兼務含む
競技会委員	4	副1		
総務部長	1		1	
総務部員	4		1	
式典表彰員	4	主任1		
放送員	4	〃 1		
救助員	14			
医事員	4			医師・看護師
審判部長	1		1	
ビデオ審判員	2		2	
発艇員	2	主任1	1	
発艇調整員	4			
区間審判員	11	主任1	3	
ゲート審判員	40	〃 1		
決勝審判員	3	長1	1	
計時員	3			
集計主任	1		1	
集計員	4	長1		
記録員	4	〃 1		
記録掲示	2			
検艇員	2	主任1		
技術部長	1		1	
安全主任	1		1	
コース管理	2	デザイナー1	1	
デモンストレーター	1		1	
通信員	2			
総合成績計算委員	2		0~1	スプリント兼務含む
合計	235		38	

[第4項別紙]

(33) アーチェリー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1 副1	
上訴委員	3	長1	長1	
総務委員	4	長1 副1 主任1		
報道係	3			
印刷配付係	3	主任1		
射場(会場)係	15	長1 副1 主任1		
計時・放送員	5	主任2		
DOS	2			
審判	30	長1 副2	長1 副1	
記録	3	長1 副1 主任1		
記録得点集計係	3	主任1		
記録掲示係	3	〃 1		
総合成績計算委員	2	長1	長0~1	兼務含む
練習会場	12	長1 副1		
合計	91		6	

(34) 空手道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	副1	
総務委員	10	主任1 副主任1	副主任1	
進行委員	5	〃 1 〃 1		
式典委員	5	〃 1 〃 1		
場内放送委員	4	〃 1 〃 1		
記録委員	6	〃 1 〃 1		
コート委員	29	主任1 副主任1 コート長8		
掲示委員	5	主任1 副主任1		
選手管理委員	20	〃 1 〃 1		
計量委員	6	〃 1 〃 1		
会場管理委員	14	〃 1 〃 1		
報道委員	4	〃 1 〃 1		
受付案内委員	5	〃 1 〃 1		
総合成績計算委員	4	〃 1 〃 1	長1	
審判委員	5	〃 1 〃 1		
演武委員	4	〃 1 〃 1		
審判	46	長1 副2	長1 副2 審判43	
合計	175		49	

(35) アイスホッケー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	4	長1 副3	長1 副2	
レフェリー委員長	1		1	
審判長	1		1	
審判員	50		20	
オフィシャル主任	6			
ゴールジャッジ	12			
スコアラー	18			
タイムキーパー	18			
ペナルティータイムキーパー	12			
放送係	6			
競技本部	9	長1 副2		
総合成績計算委員	2	長1	長1	
会場製氷主任	3			
合計	142		26	

[第4項別紙]

(36) 銃剣道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長 1	
総務委員	12	長1 副2 主任2		
審判員	16	長1	長 1 員 15	
進行委員	10	長1 副2 主任1	長 1 副 1	
標示委員	4	主任1		
計時	4	〃 1		
記録	5	〃 1		
掲示	7	〃 1		
戦評	4	〃 1		
速報・報道	4	〃 1		
放送	4	〃 1		
送受信	2	〃 1		
会場	5	〃 1		
用具計測	4	〃 1		
総合成績計算委員	4	長1 主任1	長 1	
合計	88		20	

(37) クレー射撃

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
審査団	5	長1 員4	長 1 員 4	
競技委員	17	長1 副2	長 1 審判員 8	
競技進行委員	18	(トラップ・スキート)〃2 〃2		
記録委員	24	長1 副2	長 1 副 1 員 1	総合成績兼務
総務委員	16	〃1 〃1	〃 1 〃 1 〃 1	渉外・式典表彰兼務
広報委員	5	長1	長 1	
銃器保安委員	7	〃 1	〃 1	
射場整備委員	6	〃 1	〃 1	
倫理委員	3	長1 副1	長 1 副 1	
合計	101		25	

(38) なぎなた

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務委員	13	長1 副1	長 1 員 3	
競技委員	2	〃 1 〃 1	副 1	
審判員	21	長1 主任2	長 1 主任 2 員 18	
選手委員	14			
時計	8			
記録	8			
標示	10			
採点掲示	10			
計量用具	9	主任1		
放送	3	〃 1		
速報	6	〃 1		
送受信	3			
報道	2	主任1		
総合成績計算委員	3	長1 主任1		
合計	112		26	

[第4項別紙]

(39) ボウリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技役員長	1		1	
競技副役員長	3		1	
総務委員	12	長1 副2	1	
競技委員	12	〃 1 〃 2	3	
審判委員	25	長1 副2 主任4	1	
認証委員	8	〃 1 〃 1 〃 2	1	
レーン認証委員	1		1	
記録委員	40	長1 副2	2	
広報委員	8	〃 1 〃 1	1	
賞典委員	8	〃 1 〃 1		
受付係	3	主任1 副主任2		
総合成績計算委員	6	長1 副1	1	
合計	127		13	

(40) ゴルフ

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技	12	役員長1 長1 副10	役員長 1 長 1 副 4	
スタート・集計	30			
進行	30			
総務	25	長1 副6	長 1 副 3	
得点計算	17	〃 1 〃 3	〃 1 〃 1	
式典表彰	16	〃 1 〃 3	長 1	
広報	7	〃 1 〃 6		
会場整理	6			
練習会場整理	3			
資料作成	6			
放送	6			
合計	158		13	

(41) トライアスロン

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技	13	長1 副2	長 1 副 1	
レースディレクター	2	〃 1 〃 1	1	
総務	4	〃 1 〃 1	長 1	
審議	3			
技術	1	統括1	統括 1	
審判	6	統括1 長2 副3	統括 1	
チーフ・テクニカル・オフィシャル	1			
統括審判	1			
審判（スイム）	8	副1		
審判（バイク）	20	〃 1		
審判（ラン）	11	〃 1		
審判（トランジエ）	5			
審判（フィニッシュ）	2			
審判（計測）	2			
審判（エイド）	4			
スイム	3	長1		
バイク	4	〃 1		
ラン	3	〃 1		
補給	3			
計測・記録	2			
救護	4			
放送	4			
会場施設	1	長1		
運輸・駐車場	1	長1		
交通規制	3	長1		
合計	111		6	

[第4項別紙]

(42) 高等学校野球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈硬式〉				
総務委員	21	長1 副2	長 1 副 2	
進行	4			
記録報道	4			
放送	2			
掲示	4			
球場	4			
式典表彰	1			
補助員担当	3			
チーム担当	6			
練習会場	4			
審判員	24	長1 副2		
〈軟式〉				
総務委員	15	長1 副1	長 1 副 1 員 1	
進行	2			
記録報道	4			
放送	2			
掲示	5			
球場	5			
補助員担当	2			
審判委員	15	長1 副1		
合計	127		6	

鹿児島国体の延期に伴う対応について

I. 第75回大会総合成績の取り扱いについて

- ・第75回冬季大会については成績を確定とし、男女総合成績（天皇杯）および女子総合成績（皇后杯）の順位については空位とし確定しない。

II. 本大会における参加資格の対応について

1. 第75回本大会に関わる参加・不参加の取扱いについて

- ・第75回本大会は、既に終了している予選会を含め、全選手「不参加」として取り扱う。
 - ・第75回本大会に係る、ふるさと選手の登録についても「無効」として取り扱う。
- ※ただし、下記2.②に示す事例については、特例として取扱う。

2. 第76回大会以降の参加資格に関わる対応について

① 空白期間のカウントについて

【開催基準要項細則】

前々回又は前回の大会に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合には、2大会以上の間を置かなければならない。

【対応案】

第75回本大会については、「不参加」として取扱い、通常通り空白の1年としてカウントする。

(例)	第73回大会 2018年	第74回大会 2019年	第75回大会 2020年	第76回大会 2021年	第77回大会 2022年
A選手	福井県 (居住地)	—	—	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)

② ふるさと選手制度について

【ふるさと選手制度】

ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

(例)	第73回大会	第74回大会	第75回大会	第76回大会	第77回大会
B選手	福井県 (ふるさと)	福井県 (ふるさと)	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)

(例)	第73回大会	第74回大会	第75回大会	第76回大会	第77回大会
C選手	福井県 (ふるさと)	—	福井県 (ふるさと)	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)

※ふるさと選手制度 1 回の利用について、2 年以上連続で使用をした者は、次回大会に 2 大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。

⇒通称「ふるさと解除」

【ふるさと選手制度に係る参加資格特例措置】

第 75 回本大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、以下の特例を認める。

(ア)第 76 回本大会に参加する選手は、特例として第 74 回本大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除*を適用可とする。

(例)	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年
D 選手	茨城県 (ふるさと)	—	三重県 (勤務地)	三重県 (勤務地)
	①	②	「ふるさと解除」	

(イ)第 77 回本大会に参加する選手は、特例として第 76 回本大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除*を適用可とする。

(例)	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年
E 選手	×	—	三重県 (ふるさと)	栃木県 (勤務地)
		①	②	「ふるさと解除」

なお、卒業小学校の追加については、第 76 回大会 (2021 年) より施行する。

Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

1. 所属都道府県選択要件の緩和について

【新型コロナウイルス感染症に伴う「第 76 回国民体育大会に係る参加資格特例措置」】

特例対象者

新型コロナウイルス感染症に伴う、都道府県を跨ぐ移動の制限および日本政府の入国制限措置により、4 月 30 日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者

特例措置案

4 月 30 日までに開催基準要項で定める参加要件を満たすことが出来なかった者については、参加都道府県の子選会参加申込時まで開催基準要項で定める参加要件を満たし、大会終了時まで引き続き当該地に居住又は勤務、通学している者に限り参加を認める。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明(2020年10月15日)

第76回国民体育大会実施要項総則「5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」における各項目の解釈については、下記の通りとする。
また、本資料に定めのない事項・内容・解釈については、別途公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「日本スポーツ協会」)国民体育大会委員会において決定する。

(注)①特別競技については、下記及び競技別要項の定めによる。公開競技については、各競技別要項の定めによる。
②下記に示すもの他、競技によっては更に限定する場合がありますので、各競技別実施要項が決定後、当該競技別実施要項を参照のこと。

項目	解釈・説明	備考、補足						
(1) 参加資格								
ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。	・「継続的に日本に滞在」と認定するに要する期間については、下記(本資料6頁から)「(2)所属都道府県」に定める各期間とする。							
(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)	・「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」(以下、「特別永住者」)を含む)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。[1] ・国体における、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記(※)の通りとする。	[1] 「永住者」(「特別永住者」含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。						
(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者								
a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。	・本号(イ)及び次号(ウ)でいう「学校教育法」第1条に規定する学校(以下「第1条校」とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指す。							
b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。	・大会実施要項(都道府県大会を含む)が定める参加申込締切時の1年以上前から、継続して第1条校に在籍していなければならない。 <table border="1" data-bbox="831 758 1328 850"> <tr> <td>(※)在留資格</td> <td>考え方</td> </tr> <tr> <td>家族滞在</td> <td>中学3年生</td> </tr> <tr> <td>留学</td> <td>中学3年生及び高等学校、大学等に在籍する者</td> </tr> </table>	(※)在留資格	考え方	家族滞在	中学3年生	留学	中学3年生及び高等学校、大学等に在籍する者	
(※)在留資格	考え方							
家族滞在	中学3年生							
留学	中学3年生及び高等学校、大学等に在籍する者							
(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者								
a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。[2]		[2] ・過去の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合は国体に参加できない。 ・第59回大会(2004年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍実績が1年以上なくとも参加できる。ただし、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。						
b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。 [注] 上記(ウ)bについて大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。	・過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在大学(大学院を含む)等に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国体に参加できない。[3] ・過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在専修学校(専門学校)に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国体に参加できない。	[3] 成年種別年齢域に該当する高等学校等の在籍者は、大学に在籍する「留学」の取り扱いに準じ、参加することはできない。						

Q.1 (1)参加資格－ア－(ア)に「永住者」(「特別永住者」を含む)について記載されていますが、在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)であれば、(1)参加資格－ア－(イ)－aのように「第1条校」に在籍していなくてもよいのでしょうか。

A.1 在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)の方については、日本国籍を有する者と同様の条件で参加できます。
従って、特に(1)参加資格－ア－(イ)－aの「第1条校」に在籍していなくても参加できます。

Q.2 (1)参加資格－ア－(ウ)に「少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者」とありますが、大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため、参加できないということでしょうか。

A.2 大学から来日し、その後就職された方については、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため参加できません。
なお、「永住者」(「特別永住者」を含む)を除く外国籍の者の参加条件として、「第1条校」に1年以上在籍実績(第59回大会以前に在籍していた者はこの限りではない)が必要となりますが、現在、大学(大学院含む)や専修学校(専門学校)に在籍する方については、「第1条校」に1年以上の在籍実績があっても参加できません。

Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」、「留学」以外なのですが、国体に参加できるでしょうか。

A.3 本資料記載以外の在留資格の者については、日本スポーツ協会において、当該の在留資格及び我が国における活動内容等を勘案した上で、参加の可否を決定いたします。
所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて、日本スポーツ協会へお問合せください。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明(2020年10月15日)

項目	解釈・説明	備考、補足
(1)参加資格		
イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。		
ウ 第74回又は第75回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第74回又は第75回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	<ul style="list-style-type: none"> 第74回大会とは、2019年に開催された各季大会 →冬季大会(北海道)／本大会(茨城県) 第75回大会とは、2020年に開催された各季大会 →冬季大会(青森県・富山県) 	
(ア) 成年種別		
a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 第75回大会参加者:2020年度以降(冬季大会は2019年度以降)に卒業した者 第74回大会参加、第75回大会不参加者:2019年度以降(冬季大会は2018年度以降)に卒業した者 ここでいう第1条校とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学(大学院を除く)を指す。 以下、第1条校については同じ解釈を適用する。 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 	
b 結婚又は離婚に係る者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 第75回大会参加者:2020年5月1日以降、2021年4月30日まで(冬季大会は2019年5月1日から2020年4月30日まで)に法的手続きを完了した者[4] 第74回大会参加、第75回大会不参加者:2019年5月1日以降、2021年4月30日まで(冬季大会は2018年5月1日から2020年4月30日まで)に手続きを完了した者 	[4] 2021年4月30日(冬季大会は2020年4月30日)以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようと、2021年5月1日(冬季大会は2020年5月1日)以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例(「国内移動選手の制限」に抵触しない)を適用できない。
c ふるさと選手制度を活用する者 (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。) [注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 所定の方法により、都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」となる都道府県を登録しなければならない。 [5] 左記「注」については、日本オリンピック委員会(以下、「JOC」)及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [6] 	[5] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育(スポーツ)協会に確認すること。 [6] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)	<ul style="list-style-type: none"> 後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。 	

- Q.1 「選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者」とは、どういうことでしょうか。
 A.1 国体は都道府県対抗の総合競技会のため、国体の選手及び監督については、当該都道府県の競技団体と体育・スポーツ協会の会長(代表者)が、正式な都道府県代表として責任を持って選抜し、派遣することとなっております。つまり、国体の選手及び監督となるためには、当該都道府県の競技団体と体育・スポーツ協会会長(代表者)に認められる必要があります。その選抜方法については、各都道府県、各競技により異なりますので、当該都道府県の競技団体又は体育・スポーツ協会へお問合せください。
 なお、所属都道府県については、下記(2)「所属都道府県」において、参加条件を満たす都道府県のうち、いずれかを選択することができます。
- Q.2 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればよいですか。
 A.2 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県体育・スポーツ協会協会へ所定の手続きを行います。ただし、「ふるさと選手制度」で登録できる都道府県は、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。また、「ふるさと選手制度」の活用は、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。
- ※ 少年種別と共通する内容については、3頁をご参照ください。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2020年10月15日)

項目	解釈・説明	備考、補足
(1)参加資格		
(イ) 少年種別		
a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第75回大会参加者:2020年度(冬季大会は2019年度)に卒業した者 第74回大会参加、第75回大会不参加者:2019年度以降(冬季大会は2018年度以降)に卒業した者 ・ 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 	
b 結婚又は離婚に係る者 [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 ・ 第75回大会参加者:2020年5月1日以降、2021年4月30日まで(冬季大会は2019年5月1日から2020年4月30日まで)に法的手続きを完了した者[7] 第74回大会参加、第75回大会不参加者:2019年5月1日以降、2021年4月30日まで(冬季大会は2018年5月1日から2020年4月30日まで)に手続きを完了した者 	[7] 2021年4月30日(冬季大会は2020年4月30日)以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていようと、2021年5月1日(冬季大会は2020年5月1日)以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例(「国内移動選手の制限」に抵触しない)を適用できない。
c 一家転住に係る者 (別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。) [注] 当該要件発生後、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居先及び転居元都道府県における代表選考状況により、所定の手続きを行わなければならない。 [8] ・ 第75回大会参加者:第75回大会終了後(2020年10月以降、冬季大会は2020年1月又は2月以降)、第76回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者 第74回大会参加、第75回大会不参加者:第74回大会終了後(2019年10月以降、冬季大会は2019年1月又は2月以降)、第76回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者 	[8] 所定の手続きについては、10頁「別記2『一家転住等』に伴う特例措置の考え方」1-(3)を参照すること。
d JOCエリートアカデミーに在籍する者 (別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [9] ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍してはならない [10] 	[9] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。 [10] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2021年10月5日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。
e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後記の別記5の「2.特例の内容(2)」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。 	

Q.1 実業団チームの解散や、転職に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県と異なる都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。

A.1 2大会以上の間を置かなければなりません。

ただし、(1)参加資格－ウ(ア)もしくは(イ)に該当する方については、2大会の間を置かなくとも異なる都道府県から参加できます。

Q.2 2020年度に「大学院」を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。

A.2 国体においては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「第1条校を卒業した者」(「新卒業者」)の対象としておりません。

※ 成年種別(2頁参照)と共通する内容となります。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2020年10月15日）

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
(1)参加資格		
エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 種別が異なる場合は認めない。(例:「成年男子の選手」と「成年女子の監督」や、「少年男子の監督」と「少年女子の監督」) [11] この項は、都道府県大会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用される。[12] 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国民体育大会開催基準要項細則『国民体育大会実施競技及び参加人員』」に基づく。 	<p>[11] 監督が種別共通で配置される競技・種別においては、この限りでない。</p> <p>[12] 大会が異なる場合は、選手と監督で、それぞれ異なる種別への参加を認める。(例: ブロック大会「成年男子の選手」→敗退→本大会「成年女子の監督」)(一部競技を除く)</p>
オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会とは、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキー競技会を指す。 第76回大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。 	
カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。 	
キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。		
(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県大会 [13] 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育・スポーツ協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 ブロック大会 [13]、[14] 本大会に全ての都道府県が参加できる競技種目・種別を除き、各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってブロック大会に参加し、これを通過しなければならない。 「都道府県大会及びブロック大会に参加」とは、当該大会で定める参加申込書提出締切時に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点を指す。 	<p>[13] 都道府県大会及びブロック大会の免除 日本スポーツ協会国民体育大会委員会が決定した予選会免除対象大会の参加選手及び別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、当該競技の予選会に参加しなくても、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会(ブロック大会)へ出場できる。 ただし、ブロック大会実施競技種目・種別における本大会への参加は、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。 また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。</p> <p>[14] ブロック大会における本大会参加枠の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができる。(一部競技を除く)</p>

Q.1-1 私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っていますが、これらすべての競技に参加できますか？

A.1-1 できません。

上記(1)参加資格一オ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のため、本大会については、自転車競技または陸上競技のいずれかを選択する必要があります。つまり、「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は自転車競技(1競技)」または「冬季大会はスケート競技(1競技)、本大会は陸上競技(1競技)」のいずれかとなります。

Q.1-2 第76回冬季大会はスケート競技、第76回本大会は自転車競技に参加する場合、スケート競技はA県から、自転車競技はB県からのように、異なる県から参加できますか？

A.1-2 できません。

上記(1)参加資格一カ「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、第76回冬季大会及び第76回本大会は同一の都道府県からのみ参加できます。つまり、スケート競技及び自転車競技に参加する場合は、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、または両競技ともB県からの参加となります。

Q.2 ゴルフ競技でA県及びB県の予選会に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加できますか？

A.2 できません。

上記(1)参加資格一カ「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1つの都道府県からしか参加できません。

Q.3 ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退したため、本大会で少年男子の監督として参加できますか？

A.3 できます。

上記(1)参加資格一エ「選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用されるため、参加できます。(一部競技を除く)

Q.4 都道府県大会とブロック大会に、必ず参加しないと本大会に参加できないのでしょうか。ブロック大会で怪我をした選手の代わりに本大会に参加できないのでしょうか。

A.4 原則として、都道府県大会については、競技会、選考会、推薦制度等、当該都道府県競技団体が定めた都道府県代表となるための予選(手続き)に必ず参加しなくてはなりません。しかし、ブロック大会から本大会への出場権については、当該都道府県が獲得したものであることから、ブロック大会に参加した選手に代わって本大会に参加することは可能です。(一部競技を除く)ただし、交代する選手は、都道府県代表となるための予選(手続き)に参加していることが条件となります。

Q.5 予選会の免除があると聞きましたが、

A.5 日本スポーツ協会国民体育大会委員会が免除対象大会として認めたオリンピック競技大会等の国際大会代表選手及び別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者については、予選会免除対象者として取り扱うことができます。免除対象大会及び対象者については、各競技により異なりますので、免除対象の大会名、選手の選抜方法等については、所属都道府県体育・スポーツ協会又は当該競技団体にお問合せください。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明(2020年10月15日)

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 、 補 足
(1)参加資格		
キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。		
(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。	<ul style="list-style-type: none"> 選手を派遣する各都道府県体育・スポーツ協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。 	
(ロ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。		
ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。[15]	<ul style="list-style-type: none"> 選手が監督を兼任する場合も同様に扱う。 	[15] 2021年4月1日(冬季大会は2020年10月1日)時点で公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が2022年3月31日(冬季大会は2021年3月31日)以降であること。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2020年10月15日)

項目	解釈・説明	備考、補足
(2)所属都道府県		
所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。		
ア 成年種別		
(ア) 居住地を示す現住所	<ul style="list-style-type: none"> 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[16]、[17] 2021年4月30日以前(冬季大会は2020年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[18] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「第76回国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 	<p>[16] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出をしていることをいう。</p> <p>[17] 「日常生活」については、別紙『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準に基づき認定する。</p> <p>[18] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2021年10月5日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。</p>
(イ) 勤務地	<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月30日以前(冬季大会は2020年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[19]、[20] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「第76回国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 	<p>[19] 「主たる勤務実態」については、別紙『日常生活』及び『主たる勤務実態』の判断基準に基づき認定する。</p> <p>[20] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2021年10月5日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。</p>
(ウ) ふるさと (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。) [注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。[21] 左記「注」については、JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[22] 	<p>[21] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。</p> <p>[22] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。</p>
※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」のいずれかから参加する場合は、2021年4月30日以前から大会終了時(2021年10月5日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住又は勤務していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会については、2020年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 	
[成年種別]		
a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		
b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合		

Q.1 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録(住民票)はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。

A.1 A県、B県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。
「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。

Q.2 私はA県にある大学に通学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在するA県から参加することができますか。

A.2 「大学の所在地」を根拠として、A県から参加することはできません。
大学生を含む成年種別が選択することができる所属都道府県は上記のとおり、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかを満たす都道府県です。
「大学の所在地」は所属都道府県の条件に当てはまりません。

Q.3 私はA県に本社所在地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は支社所在地のB県です。「勤務地」とは、所属会社の本社所在地であるA県ですか、それとも、実際の勤務先である支社所在地のB県ですか。

A.3 「勤務地」は、実際の勤務先であるB県です。
「勤務地」の解釈は、当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務活動を行っている所在地(会社、事務所等の勤務場所)となります。

Q.4 国体には、上記(2)「所属都道府県」の条件を満たせば、どの都道府県から参加してもよいのでしょうか。

A.4 上記(2)「所属都道府県」の条件を満たす都道府県のいずれか1都道府県から参加することができます。
なお、冬季大会及び本大会にはそれぞれ1競技に限り参加できますが、回数を同じくする大会において、都道府県の予選会を含めて、異なる都道府県から参加することはできません。【上記(1)参加資格ーカ参照】
また、前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記(1)参加資格ーウ参照】

Q.5 上記(2)「所属都道府県」ーア(ウ)に記載されている成年種別年齢域選手の「ふるさと」とは、どういう内容ですか。

A.5 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。
詳細は、下記別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」をご参照ください。
※成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者については、下記別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」をご参照ください。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2020年10月15日)

項目	解釈・説明	備考、補足
(2)所属都道府県		
イ 少年種別		
(ア) 居住地を示す現住所	<ul style="list-style-type: none"> 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[23]、[24] 2021年4月30日以前(冬季大会は2020年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[25] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「第76回国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 	<p>[23] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。</p> <p>[24] 「日常生活」については、別紙『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に基づき認定する。</p> <p>[25] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2021年10月5日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。</p>
(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地(以下「学校所在地」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月30日以前(冬季大会は2020年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き通学している学校の所在地を指す。[26] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「第76回国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 下記の者は学校所在地から参加することはできない。 [27]～[29] <ul style="list-style-type: none"> (1) 休学中の者 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者 	<p>[26] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2021年10月5日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。</p> <p>[27] 全日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加できる。「勤務地」の所属選択はできない。</p> <p>[28] 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。</p> <p>[29] 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。「学校所在地」の所属選択はできない。</p>
(ウ) 勤務地	<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月30日以前(冬季大会は2020年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。 [30]、[31] ※新型コロナウイルス感染症に伴う「第76回国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 	<p>[30] 「主たる勤務実態」については、別紙『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に基づき認定する。</p> <p>[31] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2021年10月5日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。</p>
(エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地	<ul style="list-style-type: none"> JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [32] 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していない。[33] JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りではない。[34] 	<p>[32] JOCが実施するものは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。</p> <p>[33] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2021年10月5日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。</p> <p>[34] 左記の解釈は、上記「(1)「参加資格」-ウ-イ少年種別 a～c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。</p>
※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2021年4月30日以前から大会終了時(2021年10月5日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会については、2020年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う「第76回国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照 	
[少年種別]		
a 一家転住に係る者		
b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者	<ul style="list-style-type: none"> 「居住地を示す現住所」又は「勤務地」から参加する場合に限る。 	
c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		

Q.1 少年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」と成年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。

A.1 異なりません、同一です。

Q.2 「第1条校の所在地」(「学校所在地」として)の条件を教えてください。

A.2 当該大会開催年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、通学している学校(第1条校)の所在地です。ただし、次の者は「学校所在地」から出場することはできません。

(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者

また、国体における所属都道府県としての「学校所在地」の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指します。

なお、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち「学校教育法」第47条、「学校教育法」第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとします。(10頁【参考】参照)

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2020年10月15日)

項目	解釈・説明	備考、補足
(3) 選手の年齢基準		
ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> 選手の参加資格及び所属都道府県については、競技ごとに定める種別の年齢区分に関わりなく、左記の年齢基準(ア)及び(イ)の区分に基づくものとする。 [35] 	<p>[35] 2003年4月1日以前(冬季大会は2002年4月1日以前)に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。</p>
(ア) 成年種別に参加する者は、2003年4月1日以前に生まれた者とする。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会については、2002年4月1日以前に生まれた者とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年4月2日以降(冬季大会は2002年4月2日以降)に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」、「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地のうちいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。
(イ) 少年種別に参加する者は、2003年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者とする。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会については、2002年4月2日から2005年4月1日までに生まれた者に生まれた者とする。 	
(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2021年4月1日を基準とする。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会については、2020年4月1日を基準とする。 高校生、高等専門学校生であっても少年種別の年齢域を越えた者は少年種別に参加することはできない。 (例)高校定時制4年生、高専4年生以上等は成年種別に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上競技成年女子種別・共通(4×100mリレー、男女混合4×400mリレー)、水泳水球女子種別、水泳オープンウォータースイミング男子・女子種別、サッカー成年男子種別、サッカー女子種別、体操トランポリン男子・女子種別、レスリング女子種別、ウエイトリフティング女子種別、自転車女子種別、ラグビーフットボール女子種別、カヌー・スラローム及びカヌー・ワイルドウォーター成年種別、ゴルフ女子種別に参加する者のうち、2003年4月2日以降に生まれた者は、少年種別年齢域の参加資格を適用する。
イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生(2006年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者)とする。	<ul style="list-style-type: none"> 第76回大会において中学3年生が参加できる競技は次の通り。 【本大会】 陸上競技、水泳(競泳、飛込、アーティスティックスイミング)、水球【女子】、オープンウォータースイミング)、サッカー、テニス、体操(競技・トランポリン・新体操)、バスケットボール、レスリング※、セーリング、ソフトテニス、卓球、馬術、フェンシング、パドミントン、ライフル射撃(ビーム・ライフル、ビーム・ピストル)、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、ボウリング、ゴルフ ※2007年1月1日から2007年4月1日までの間に生まれた者は除く 【冬季大会】 スキー、スケート 	
(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。		

【Q.1 私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が国体に参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。

【A.1 成年種別からの参加となり、学校の所在地は選択できません。国体においては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。

【Q.2 サッカーの男子については、17歳(当該年1月1日現在)を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別等は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考え方・条件はどうなりますか。

【A.2 上記(3)「選手の年齢基準」-ア(ウ)に記載の通り、「年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2021年4月1日を基準」としているため、所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。

つまり、サッカー成年男子及び女子種別、またゴルフの女子種別のいずれにおいても、「2003年4月2日以降に生まれた者」は少年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」、「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地)となり、「2003年4月1日以前に生まれた者」は、成年種別の所属都道府県の条件(「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」と)となります。

【Q.3 上記(3)「選手の年齢基準」-イの解釈・説明に記載されている競技以外では、中学3年生は参加できないのでしょうか。

【A.3 できません。中学3年生が参加できる競技については、日本スポーツ協会において当該競技の普及・実施状況、安全面等を確認し、関係機関・団体との合意を得てから、決定することとなっております。

【Q.4 上記(4)「前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。」とありますが、疑義が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、どこへ問合せをしたらよいでしょうか。

【A.4 詳細について確認したい場合には、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2020年10月15日)

項 目	解 釈 ・ 説 明	備 考 ・ 補 足
別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】		
(1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度は、監督として参加する者(ただし、選手を兼任する者は除く)には適用されない。 ・ ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」-ア(ア)(本大会:2003年4月1日以前に生まれた者、冬季大会:2002年4月1日以前に生まれた者)に該当する者とする。 	
(2) 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。 ただし、「JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「卒業小学校」、「卒業中学校」、「卒業高等学校」は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ 下記の者はその学校所在地を「ふるさと」として参加することはできない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高等専門学校を卒業した者 (2) 通信による教育を行う課程を卒業した者 (3) 高等学校の専攻科、別科を卒業した者 	
(3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「永住者」(「特別永住者」を含む)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 ・ 「日本国籍を有する者及び「永住者」」に該当しない者については、2021年4月30日(冬季大会は2020年4月30日)以前から、本大会終了時まで継続的に日本に滞在していること。また、諸事情により、一時的に日本を離れる場合にあっても、総日数を超えて日本で滞在していること。 [36] 	[36] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会:2021年10月5日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。
(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。 [37] 	[37] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。
(5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-①-①-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度までに「ふるさと選手制度」を2年以上連続で使用した場合、当該年度に異なる都道府県から参加することができる。 	
(6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。		
(7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。		※ ブロック大会及び都道府県予選会に「ふるさと選手」として参加した者も含む。

- 【Q.1 「ふるさと選手制度」は、監督には適用されないのでしょうか。**
- A.1 監督には適用されません。ただし、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われるため、本制度が適用されます。
- 【Q.2 「ふるさと」登録の条件として、「卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」となっていますが、A中学校に入学し、その後B中学校(他県)へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいずれも選択できますか。**
- A.2 できません。卒業学校のみが対象となるため、A中学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択することはできません。卒業学校であるB中学校所在地の都道府県が「ふるさと」登録の対象となります。
- 【Q.3 A中学校を卒業し、B高等学校へ進学したが、B高等学校は中退した。B高等学校を「ふるさと」として登録できるでしょうか。**
- A.3 できません。B高等学校を卒業していないので、B高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として登録できません。なお、A中学校は卒業しているので、A中学校所在地の都道府県は「ふるさと」として登録できます。
- 【Q.4 「ふるさと」を登録して都道府県予選会に参加を申込んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、「ふるさと選手制度」の活用はなかったものとしてカウントされますか。**
- A.4 国体においては、参加申込が受理された時点で参加と見なします。この場合は、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、「ふるさと選手制度」の活用としてカウントされます。
- 【Q.5 「ふるさと選手制度」を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、2大会の間を置かずとも、「ふるさと」の都道府県から参加できますが、「ふるさと選手制度」の活用をやめて、「居住地を示す現住所」から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。**
- A.5 「ふるさと選手制度」を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かなくとも、「ふるさと」以外の「居住地を示す現住所」または「勤務地」から参加することができます。ただし、2年以上連続して活用していない場合、2大会の間を置かないと、「ふるさと」の都道府県以外から参加することはできません。(上記(1)参加資格-ウ(ア)成年種別のa及びbに該当する場合を除く。)
- 【Q.6 「ふるさと選手制度」を大学4年時に初めて活用して国体に参加したが、その後大学を卒業し、次年度に「新卒業者」として「ふるさと」の都道府県以外から参加できるのでしょうか。**
- A.6 できます。2大会の間を置かなくとも良い例外である「新卒業者」及び「結婚又は離婚に係る者」については、いずれも「ふるさと」の「2年以上連続して活用しなければならない」とする規定に優先されて適用されます。なお、大学4年時の活用を1回目としてカウントし、次回活用時は2回目としてカウントされます。(※ 活用できる回数は2回まで)
- 【Q.7 「ふるさと」は毎年手続きをしなくてはならないのですか。**
- A.7 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年手続きが必要です。活用初年は登録申請、2年目以降は使用申請が必要となります。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2020年10月15日)

項目	解釈・説明	備考、補足
別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】		
転校への特例		
1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③)(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。		
(1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ここでいう「少年種別」とは実施要項総則5-(3)-ア-イ(本大会:2003年4月2日以降に生まれた者、冬季大会:2002年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。 	
(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。		
ア 親の転勤による一家の転居		
イ 親の結婚、離婚による一家の転居		
ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居		
(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。	<ul style="list-style-type: none"> ここでいう「転居元」とは、転居前に属していた(大会に参加した)都道府県のことである。 	
ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会(以下、「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> ここでいう「転居先」とは、転居後における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、もしくは「勤務地」の属するいずれかの都道府県のことである。 	
イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。		
2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。		
(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。		
ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合		
イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合		
ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合		
(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。		
ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合		

Q.1 一家転住の特例は成年種別には適用されないのですか。

A.1 適用されません。少年種別年齢域への参加者のみが対象です。本特例の趣旨は、扶養者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。

Q.2 上記1-(2)-イ「親の結婚、離婚による一家の転居」とありますが、離婚を前提とした別居に伴う都道府県の移動に対しては、本特例の対象として見なされますか。

A.2 別居は本特例の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居(都道府県の移動)については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。

Q.3 上記1-(2)-ウ「上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居」とありますが、「やむを得ない理由」とは何ですか。

A.3 やむを得ない理由とは、当該選手の意思に関係なく、その扶養者等に起因する何らかの理由です。特に具体の事例を定めておらず、そのケースごとに日本スポーツ協会が内容を確認します。

【参考】 ◎「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」(抜粋)

「学校教育法」

第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第134条

第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

第32条

小学校の修業年限は、6年とする。

第47条

中学校の修業年限は、3年とする。

第56条

高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。

「学校教育法施行規則」

第1条(「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む)

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明(2020年10月15日)

項目	解釈・説明	備考、補足
別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】		
公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項[国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。		
(1) 対象者		
ア 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 [38] ・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍してはならない。 	[38] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
イ 成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。 	
(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県 (1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。 なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでいう「少年種別」とは上記(3)「選手の年齢基準」-ア-イ(本大会:2003年4月2日以降に生まれた者、冬季大会:2002年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。 ・ 「卒業小学校」(「入校する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国体参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りでない。 [39] 	[39] 左記の解釈・説明は、上記「(1)参加資格-ウ-(イ)少年種別 a～c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。
(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」 (1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」-ア-(ア)(本大会:2003年4月1日以前に生まれた者、冬季大会:2002年4月1日以前に生まれた者)に該当する者とする。 ・ 「卒業小学校」(「入校する直前まで通学していた小学校」)は第1条校であること。ただし、「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ・ 都道府県大会へ参加する前に「ふるさと」の登録に係る所定の手続きを終えていること。 [40] 	[40] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。
(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用 (1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。 [注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。		

Q.1 「JOCエリートアカデミー」に在籍している少年種別の選手ですが、国体にはどの都道府県から参加できるのでしょうか。

A.1 少年種別の年齢域に該当する場合、「居住地を示す現住所」、「第1条校の所在地」、「勤務地」または「卒業小学校の所在地」(アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地)が属する都道府県のいずれかのうち、要件を満たす都道府県から参加することができます。

詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2020年10月15日)

項目	解釈・説明	備考、補足
<p>別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】 我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を下記のとおり定める。</p>		
<p>1 特例の対象となる選手 本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。</p>		
<p>(1) 第31回オリンピック競技大会(2016年・リオデジャネイロ)に参加した者</p>	<p>・ オリンピック開催当該年の場合は、前回大会を対象とする。[41]</p>	<p>[41] 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。</p>
<p>(2) 2021年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者 ア JOCオリンピック強化指定選手 イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者 ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手 ※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。</p>	<p>・ 冬季大会については、2020年10月31日時点とする。 ・ (イ)及び(ウ)の詳細については、実施中央競技団体が決定する。[42]</p>	<p>[42] 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。</p>
<p>2 特例の内容</p>		
<p>(1) 予選会の免除 本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。</p>	<p>・ 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育(スポーツ)協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。[43]</p>	<p>[43] 都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。</p>
<p>(2) 資格要件(日数要件の緩和) 本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないとし、以下のとおりとする。</p>	<p>・ 下記を所属都道府県として選択する者は、左記要件の対象とならない。 a) ふるさと b) 第1条校の所在地 c) JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例に定める小学校所在地</p>	
<p>ア 居住地を示す現住所 次の要件をいずれも満たすものとする。</p>		
<p>(ア) 2021年4月30日以前から大会終了時(2021年10月5日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。 なお、生活の実態については、下記要件により判断する。 a. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること b. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること c. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること d. 当該住居に主要な家財道具が存すること</p>	<p>・ 冬季大会については、2020年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う「第76回国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照</p>	
<p>(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。</p>		
<p>イ 勤務地 次の要件をいずれも満たすものとする。</p>		
<p>(ア) 2021年4月30日以前から大会終了時(2021年10月5日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。</p>	<p>・ 冬季大会については、2020年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う「第76回国民体育大会に係る参加資格特例措置」については別紙参照</p>	
<p>(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。</p>		
<p>3 国内移動選手の制限 本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-③のとおりとする。</p>	<p>・ 第74回又は第75回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、第74回又は第75回大会と異なる都道府県から参加することはできない。</p>	

Q.1 特例の対象となった選手で、海外に家を借りて、長期合宿をしている場合、住民票のあるA県から「居住地を示す現住所」を選択して出場できますか？

A.1 海外を含む、当該都道府県以外で生活実態がある場合は、本特例を使用することはできないため、「居住地を示す現住所」を選択することはできません。ただし、「ふるさと選手制度」を使用し、卒業中学校所在地または卒業高校所在地から出場することは可能です。

Q.2 「勤務地」を所属都道府県として選択して出場したいと考えています。雇用契約上、競技活動を勤務として命じられており、本社のあるA県ではなく、練習場のあるB県において週の大半を過ごしています。

(A県にはほとんど行っていません。)
この場合、所属都道府県となるのは本社のあるA県ですか、それとも練習場であるB県ですか？

A.2 ご質問の場合、競技活動をしている場所が「勤務地」とみなされるため、練習場所であるB県を所属都道府県とすることになります。詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会において判断できない場合には、都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明(2020年10月15日)

項目	解釈・説明	備考、補足
別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】		
<p>1 特例の対象となる被災地域都道府県 震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。 なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。</p>		
<p>2 特例の内容</p>		
<p>(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくても、当該特例対象県から参加することができる。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。</p>		
<p>(ア) 2011年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。</p>	<p>・「居住(居住地を示す現住所)」、「勤務(勤務地)」、「第1条校に在籍(学校所在地)」については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。</p>	
<p>(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、2021年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。</p>	<p>・ 冬季大会については、2020年4月30日以前とする。 ・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。[44]</p>	<p>[44] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。</p>
<p>(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。 なお、この場合、第74回及び第75回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 【特例の対象者】 被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。</p>	<p>・ 第74回大会とは、2019年に開催された各季大会 →冬季大会(北海道)／本大会(茨城県) ・ 第75回大会とは、2020年に開催された各季大会 →冬季大会(青森県、富山県)／</p>	
<p>(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。</p>	<p>・ 「居住(居住地を示す現住所)」、「勤務(勤務地)」、「第1条校に在籍(学校所在地)」については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。</p>	
<p>(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。 なお、移動が生じた時期が2021年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。</p>	<p>・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、上記(2)「所属都道府県」の考え方による。[45] ・ 冬季大会については、2020年4月30日以降とする。</p>	<p>[45] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。</p>
<p>[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくても、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。</p>		

【Q.1 震災後に特例対象県から、別の県に避難しましたが、国体には出場できますか？

A.1 特例対象県から出場することが可能です。

また、避難先において「(2)所属都道府県」における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の要件を満たしている場合は、避難先を所属都道府県として出場することも可能です。

【Q.2 第74回大会に特例対象県のA県から出場しており、第75回大会では避難先のB県から出場しました。この場合、第76回大会はどこの県から出場できますか？

A.2 第76回大会については、A県からもB県からも出場可能です。ただし、B県を所属都道府県として出場する場合、「(2)所属都道府県」に示す要件を満たしている必要があります。

第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明(2020年10月15日)

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
<p>2 特例の内容</p> <p>(2)避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第76回大会に参加した者が、第77回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 <例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合 ○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合 ○ 他の都道府県に避難先を移す場合</p> <p>(3)避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和 避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。 ① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地 ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地 なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。 【特例の対象者】 2011～2012年度に、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。</p>	<p>・ 左記要件以外については、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。</p>	

- Q.1 2011年3月11日時点では、特例対象県のA県の中学校に在籍(1年生)していましたが、その後、B県へ避難しB県の中学校を2013年3月に卒業しました。その後、C県の高校へ進学し、2016年3月に卒業しました。C県の高校を卒業した場合、A県、B県、C県の3県から「ふるさと」を選択できるということでしょうか？
- A.1 はい、3県から選択することができます。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できません。

各大会における隔年実施競技・種目・参加都道府県数の輪番に関する対応

資料No.3-2

対応：開催県と実施種目・競技・参加都道府県数等を紐づけて考える

※パターン④については別対応

パターン① 隔年実施競技について

		実施	未実施
2020年	第75回大会	銃剣道	クレー
2021年	第76回大会	クレー	銃剣道
2022年	第77回大会	銃剣道	クレー
2023年	第78回大会	クレー	ボクシング
2024年	第79回大会	ボクシング	クレー
2025年	第80回大会	クレー	ボクシング
2026年	第81回大会	ボクシング	クレー

パターン② 隔年実施種目について
フェンシング（成年、サーブル・エペ）

		成年男子	成年女子
2020年	第75回大会	サーブル	エペ
2021年	第76回大会	エペ	サーブル
2022年	第77回大会	サーブル	エペ
2023年	第78回大会	エペ	サーブル
2024年	第79回大会	サーブル	エペ
2025年	第80回大会	エペ	サーブル
2026年	第81回大会	サーブル	エペ

パターン③ 参加都道府県数（参加人数）の輪番について
卓球（4年ごと）

		成年男子	成年女子	少年男子	少年女子
2020年	第75回大会	47県	20県	16県	32県
2021年	第76回大会	16県	32県	47県	20県
2022年	第77回大会	32県	16県	20県	47県
2023年	第78回大会	20県	47県	32県	16県
2024年	第79回大会	47県	20県	16県	32県
2025年	第80回大会	16県	32県	47県	20県
2026年	第81回大会	32県	16県	20県	47県

パターン④ 種目変更・種別変更について
サッカー（少年女子追加）

		成年男子	成年女子	女子	少年男子	少年女子
2020年	第75回大会	16県		16県	24県	
2021年	第76回大会	16県		16県	24県	
2022年	第77回大会	16県			24県	16県
2023年	第78回大会		16県		24県	16県
2024年	第79回大会	16県			24県	16県
2025年	第80回大会		16県		24県	16県
2026年	第81回大会	16県			24県	16県

当初



対応

		実施	未実施
2021年	第76回大会	クレー	銃剣道
2022年	第77回大会	銃剣道	クレー
2023年	特別国体	銃剣道	クレー
2024年	第78回大会	クレー	ボクシング
2025年	第79回大会	ボクシング	クレー
2026年	第80回大会	クレー	ボクシング
2027年	第81回大会	ボクシング	クレー

		成年男子	成年女子
2021年	第76回大会	エペ	サーブル
2022年	第77回大会	サーブル	エペ
2023年	特別国体	サーブル	エペ
2024年	第78回大会	エペ	サーブル
2025年	第79回大会	サーブル	エペ
2026年	第80回大会	エペ	サーブル
2027年	第81回大会	サーブル	エペ

		成年男子	成年女子	少年男子	少年女子
2021年	第76回大会	16県	32県	47県	20県
2022年	第77回大会	32県	16県	20県	47県
2023年	特別国体	47県	20県	16県	32県
2024年	第78回大会	20県	47県	32県	16県
2025年	第79回大会	47県	20県	16県	32県
2026年	第80回大会	16県	32県	47県	20県
2027年	第81回大会	32県	16県	20県	47県

		成年男子	成年女子	女子	少年男子	少年女子
2021年	第76回大会	16県		16県	24県	
2022年	第77回大会	16県			24県	16県
2023年	特別国体	16県			24県	16県
2024年	第78回大会		16県		24県	16県
2025年	第79回大会	16県			24県	16県
2026年	第80回大会		16県		24県	16県
2027年	第81回大会	16県			24県	16県

※パターン④に関しては、別途中央競技団体および開催県と調整

国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針

■本方針の位置づけ

＜政府方針＞			
＜スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン＞（日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会）			
＜国体開催における新型コロナウイルス感染拡大防止基本方針＞（本方針）	＜NFガイドライン＞		
<ul style="list-style-type: none"> ● 国体（都道府県予選会、ブロック大会含む）において、「核となる競技会を守り抜くこと」、「国体開催が感染拡大を誘発させないこと」を目的。 ● ワクチンや治療薬がない中で、国体開催による感染リスクを「0リスク」とすることは困難であるが、政府方針、各種ガイドラインとともに、国体特有の事象に関する感染リスクを把握し、対策を講じることにより、感染リスクを軽減する。 	活動再開における感染対策	＜第76回大会開催県ガイドライン＞	
【基本指針の構成】	競技会運営における感染対策		
I. はじめに		＜■ブロック大会開催県ガイドライン＞	
II. 本方針の取扱い	競技会場における感染対策		
III. 国体開催に向けた体制整備			
IV. 国体における対策	チェックリスト・様式		
V. 体調不良者発生時の対応		＜●●県国体予選会ガイドライン＞	
VI. 大会開催可否判断			
VII. 参考資料・情報サイト	参考情報		

国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針

■国体における共通予防対策

- 手指衛生の励行
- 競技およびウォームアップ実施時以外、常時マスクの着用（熱中症予防等その他の疾病予防の場合は除く）
- ソーシャルディスタンスの確保
- 「3密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避
- 禁煙の推奨
- 毎日の健康と行動の記録（体調管理チェックシート）の事前提出・必要に応じた事後報告
- 体調不良の場合（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）、参加自粛
- 大声での会話・応援の自粛
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用推奨
- 大会期間中の不要不急な会食の自粛
- 選手、関係者、観客などのゾーニング確保

上記「国体における共通予防対策」については、実施競技・大会レベルを問わず、国民体育大会に係るすべての参加・参画者に共通して徹底いただきたい事項となります。

専門家から「国体における選手や監督（指導者）に不要不急のPCR検査を実施させることは、地元医療機関への不要且つ過度な負担になることから、避けるべきである」との示唆を受けている。

そのため、PCR検査に替わる措置として、上記の『毎日の健康と行動の記録（体調管理チェックシート）の事前提出・必要に応じた事後報告』、『体調不良の場合（例発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）、参加自粛』の項目については、特に厳守いただきます。

■ 本方針等を踏まえ安全・安心な国体を目指して求められること

【共通事項】

- 新型コロナウイルス感染症に関する教育・情報提供・啓発
(本方針の周知／感染拡大や差別・偏見を生まないための理解の促進)

【中央競技団体（NF）】

- 競技の特性・特徴を踏まえた大会開催における感染防止対策
- 競技会役員、競技会補助員等運営人員の見直し
- 開始式・表彰式などの簡略化、監督会議等各種会議のオンライン対応など、「3密」回避の検討

【選手団派遣母体】

- 選手団派遣時の行動における感染防止対策
- 派遣選手の健康・行動管理の体制整備

【競技会実施責任者（開催地、都道府県競技団体等）】

- 競技会場、宿舎、計画輸送、運営スタッフ等競技運営面における感染防止対策
- 感染防止対策を踏まえた競技会運営のマニュアル作成